

地域における日本語教育の在り方について（審議経過報告）を踏まえた 検討のためのたたき台（骨子案）

- 国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を検討する際の指針とするための内容とする。
- 現状と課題について、人材や実施体制等を含めた観点別に項目を見直す必要がある。
- 構成を再度検討するとともに、地方公共団体や日本語教育機関等へのヒアリング等を実施し、先進的な取組等の事例や当事者の声を盛り込み、具体的な実施をイメージできるようにする。

0. 検討の背景

1. 地域における日本語教育の現状と課題

- (1) 地域における日本語教育の実施状況等の把握について
- (2) 地方公共団体における日本語教育に関する基本計画の策定について
- (3) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について
- (4) 地域における日本語教育を担う人材について
- (5) 地域における日本語教育を実施するための多様な機関との連携体制について

2. 地域における日本語教育の基本的な考え方

- (1) 地域における日本語教育施策の方向性について
- (2) 地域における日本語教育の実施主体
- (3) 対象となる学習者
- (4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方について
- (5) 日本語教育プログラムの編成
 - ・目的・目標
 - ・日本語レベル
 - ・教育内容・方法等
 - ・想定される学習時間
- (6) 日本語教育人材の確保・配置
- (7) 日本語教育を実施するための連携体制の充実
- (8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

3. 地域における日本語教育の内容

- (1) 「日本語教育の参照枠」について
- (2) 生活上の行為の事例と「生活 Can do」について
 - ・内容及び活用方法
 - ・漢字を含む文字の扱い方
 - ・生活・社会・文化的情報の扱い方
 - ・評価に対する考え方

参考資料

- 参考資料 1 「生活 Can do」等の一覧（案）
- 参考資料 2 参考文献等
- 参考資料 3 委員名簿

地域における日本語教育の在り方について
(審議経過報告)

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

令和4年2月18日

0. 検討の経緯	1
1. 地域における日本語教育の現状と課題	3
2. 地域における日本語教育について	5
(1) 地域における日本語教育	
(2) 目的・目標	
(3) 地域における日本語教育と「日本語教育の参照枠」	
(4) 対象となる学習者	
(5) 本報告の主たる利用者	
(6) 学習時間についての考え方	
3. 生活上の行為の事例について	14
(1) 生活上の行為の事例の整理	
(2) 生活上の行為の事例と「生活 Can do」の対応について	
(3) 本報告で取り上げる「生活上の行為」分類一覧	
4. 「生活 Can do」等の内容について	16
(1) 「生活 Can do」	
(2) 具体的な内容	
(3) 活用方法	
(4) 「生活 Can do」を参照するにあたっての留意点	
5. 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方について	18
(1) 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い	
(2) 「日本語教育の参照枠」における漢字を含む文字の扱い方について	
(3) 漢字学習の方針について	
6. 生活・社会・文化的情報の扱い方について	21
(1) 生活・社会・文化的情報	
(2) 想定される内容	
(3) 扱い方	

7. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方	22
------------------------------------	----

- (1) 言語活動別の評価
- (2) 日本語学習ポートフォリオの活用
- (3) 学習のための支援ツールについて

参考資料	30
------	----

参考資料1 「生活 Can do」等の一覧（案）

参考資料2 参考文献等

参考資料3 委員名簿

参考資料4 審議経過

0. 検討の経緯

「地域における日本語教育の在り方について」は、地方公共団体等を主たる利用者として想定し、「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として日本で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、地域における日本語教育の目的・目標及び教育内容等の指針とすることを目指して令和2年度から審議を行ってきました。ここにこれまでの審議経過の報告をまとめます。

我が国に在留する外国人は、令和3年6月現在で約282万人(総人口の約2.2%)に上り、日本で就労する外国人は令和3年10月末時点で約173万人となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少しているものの、長期的には増加傾向にあります。

政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日決定、令和3年6月15日改訂)を取りまとめ、そこでは、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が日本人と安心して生活することができるよう、より円滑な意思疎通の実現に向け、日本語を習得できるようにすることが極めて重要とされています。

さらには、令和元年6月28日には、「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)が公布・施行されました。政府は、この法律に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、基本方針)を令和2年6月23日に閣議決定し、日本語教育の推進の基本的な方向や具体的施策例などの内容等を定めました。この中には、地域における日本語教育についても言及があり、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援する必要がある」とされています。

地域における日本語教育については、平成19年7月に設置された文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(以下、日本語教育小委員会)において、「生活者としての外国人」が地域社会の一員として社会参加するために必要な日本語教育の内容及び方法の充実、その体制整備に向けて審議が行われました。

平成20年10月から平成22年5月にかけて日本語教育の内容及び方法の改善について審議を行い、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(以下、標準的なカリキュラム案という。)が国語分科会報告として取りまとめられました。標準的なカリキュラム案は、生活の基盤を形成する上で必要不可欠と考えられる生活上の行為の事例と、それに対応する学習項目及び社会・文化的情報が列挙されたもので、地域の実情に沿った日本語教育を、具体的に編成・実施する際に参考となるものとして活用されてきました。

平成25年日本語教育小委員会の下に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」において取りまとめられた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」(報告)では、標準的なカリキュラム案の今後の更なる活用のために改善に向けた検討が必要であるとして「論点4. 標準的なカリキュラム案等の活用について」が盛り込まれました。

前出の基本方針では、「ヨーロッパ言語共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)」(以下、CEFRという。)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」を作成することが掲げられました。これを受けて、令和3年10月に文化審議会国語分科会において「日本語教育の参照枠」(報告)を取りまとめました。

「日本語教育の参照枠」は、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すことを提言するものです。「日本語教育の参照枠」が目指すものとして、「1 日本語学習者を社会的な存在として捉える」、「2 言語を使って「できること」に注目する」、「3 多様な日本語使用を尊重する」という言語教育観の三つの柱を示しました。更に、日本語能力の熟達度を六つのレベルで示した「全体的な尺度」及び六つのレベルを五つの言語活動ごとに示した「言語活動別の熟達度」を掲載しました。

また、社会的存在である言語使用者及び学習者が言語を学ぶ上での目標を具体的に示した言語能力記述文(Can do)について説明し、約 500 の「CEFR Can do」を一部修正の上、「日本語教育の参照枠 Can do」として示しました。今後、これを踏まえて生活、就労、留学などの分野別の言語能力記述文(Can do)が作成されることが期待されています。

「日本語教育の参照枠」に基づき、生活者としての外国人に対する日本語教育の室の向上と一層の充実を図るため、令和2年度に日本語教育小委員会の下に「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループ、令和3年度に「生活 Can do」等の作成に関するワーキンググループを設置し、「生活 Can do」を作成するとともに、地域における日本語教育の在り方について検討を行ってきました。

外国人材の受入れが全国的に進む中、本報告が、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に生かされることを期待するとともに、言語・文化の相互尊重を前提としながら外国人が日本社会で自立した言語使用者として豊かに生きるための日本語教育の在り方を皆が考える際の「よりどころ」として活用いただくことを願い、引き続き、令和4年及びそれ以降を見据えた地域における日本語教育の具体的な教育モデル等について、日本語教育小委員会において更に議論を深めることとしています。

1. 地域における日本語教育の現状と課題

(1)現状

- 我が国に在留する外国人は、282万人(出入国在留管理庁、令和3年6月)と新型コロナウイルス感染拡大の影響が見られるものの、長期的には増加傾向にある。在留外国人の中長期的な滞在及び定住化の傾向が進み、来日当初の基本的な生活上の基盤を形成するために必要となる日本語のみならず、子育てや就労等に必要となる日本語が求められるようになっている。
- 地域における日本語教育については、多くの地方公共団体やNPO法人、任意団体等で取組が行われているが、実施に至っていない地域もあると指摘されている。
- 地域における日本語教育においては、平成22年に国語分科会で策定された「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(以下、標準的なカリキュラム案という。)が活用されている。
- 標準的なカリキュラム案は、「基本的な生活基盤を形成するために必要であり、安全にかかわり緊急性があるもので、やりとりが複雑でないと考えられるもの」と「その際、情報として知っておく必要があると考えられるもの」が生活上の行為の事例の中から121事例選ばれ、「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」として「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「技能」が示されている。
- 国語分科会日本語教育小委員会において、CEFRを参考に「日本語教育の参照枠 報告」(令和3年10月)が示され、活用が期待されている。また、この過程で「標準的なカリキュラム案」を参考に「標準的なカリキュラム案 Can do(試案)」が作成された。
- 日本語教育の推進に関する法律に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、基本方針)(令和2年6月閣議決定)では、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされ、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、標準的なカリキュラム案について、検証を行い、改定を行う」とされた。
- 令和2年度には、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の下に「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループ

ープにおいて、標準的なカリキュラム案の改定について議論され、調査研究が行われた。本調査研究では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育内容に関する実態調査、それに基づく言語能力記述文(Can do)の作成が行われた。

(2)課題

- 「生活者としての外国人」に対し学習機会を提供し、地域における日本語教育を促進するため、地方公共団体等が一層活用しやすい日本語教育の内容を提示する必要がある。また、日本語教育が未実施の地域でも活用しやすいものとするのが求められる。
- 標準的なカリキュラム案に示された「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、平成22年に策定されたものであることも考慮し、社会状況の変化に鑑み、見直しを含めた検討が必要である。
- 在留外国人の定住化の傾向を踏まえ、子育てや就労に関する日本語教育が求められると考えられるが、標準的なカリキュラム案にはそれらの項目に基づいた「生活上の行為の事例」に対応する学習項目の要素が挙げられていない。
- 標準的なカリキュラム案では、日本語の熟達度を示すレベルは示されていない。特定技能等の一定の日本語能力(CEFR A2相当)を身に付けた上で来日する外国人も増えてくることを想定すると、それ以上の学習内容を提供することを想定した学習の目安となる日本語のレベルを示す必要があるのではないか。
- 標準的なカリキュラム案では、教材例集は示されているものの、具体的な教育内容や教材は地域の実情に合わせて設定・作成することが求められている。しかし、地域によっては日本語教育人材の不足や研修等を実施する体制が整っていないこともあり、プログラムの編成や教材の作成が難しいという声が聞かれる。
- 外国人等の生活に必要な日本語教育の内容等は、標準的なカリキュラム案のほか、独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが「JF日本語教育スタンダード」に基づいて開発した「JF 生活日本語 Can-do」(A1～A2レベル、381項目)がある。生活分野の日本語教育は国内・海外に関わらず学習されることから、「日本語教育の参照枠」を踏まえて連携を図る必要がある。
- 標準的なカリキュラム案に示された「生活上の行為の事例」と「日本語教育の参照枠」で示された言語能力記述文(Can do)に基づき、「標準的なカリキュラム案 Can do(試案)」も含めた、生活分野において必要とされる言語活動を示した「生活 Can do」を新たに作成する必要がある。併せて、その周知・普及を推進する必要がある。

2. 地域における日本語教育について

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会に設置された「生活 Can do」等の作成に関するワーキンググループにおいて、地域における日本語教育の目的・目標や教育内容、体制整備に向けた望ましい連携体制等について、現時点で提起されている意見は以下のとおりである。

(1) 地域における日本語教育とは

「日本語教育の推進に関する法律」では、「日本語教育」を「外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等¹に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む)をいう」としている。

日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、「生活者としての外国人²」には、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする日本語能力を獲得することが求められる。生活のために必要となる日本語能力を身に付けるため、地域における日本語教育の機会の充実が重要である。

「日本語教育の推進に関する法律」では、「第十六条 地域における日本語教育」において以下のように示している。

第十六条 地域における日本語教育

国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室(専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。)の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等支援、日本語教室を利用することが困難な者日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 目的・目標

① 目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること。

② 目標

日本語を使って以下の事柄ができるようにすることを目標とする。

- 健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- 自立した生活を送ることができるようにすること
- 相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- 文化的な生活を送ることができるようにすること

¹ 「日本語教育の推進に関する法律」では、「外国人等」を「日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう」としている。

² 「生活者としての外国人」とは、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営む全ての外国人を指すものである。

(3)地域における日本語教育と「日本語教育の参照枠」

「日本語教育の参照枠」は、言語・文化の相互理解・相互尊重を前提とし、日本語教育に関わる全ての人々が、それぞれの状況に応じて柔軟に「参照することができる枠組み」であり、学習・教育の内容や方法の画一化を図ることを意図したものではない。

共生社会の実現に向けて、日本社会側が日本語を学ぶ人々についての理解を深めて考えていくことも大切である。このことを鑑み、「日本語教育の参照枠」では以下の三つを言語教育観の柱として示している。

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

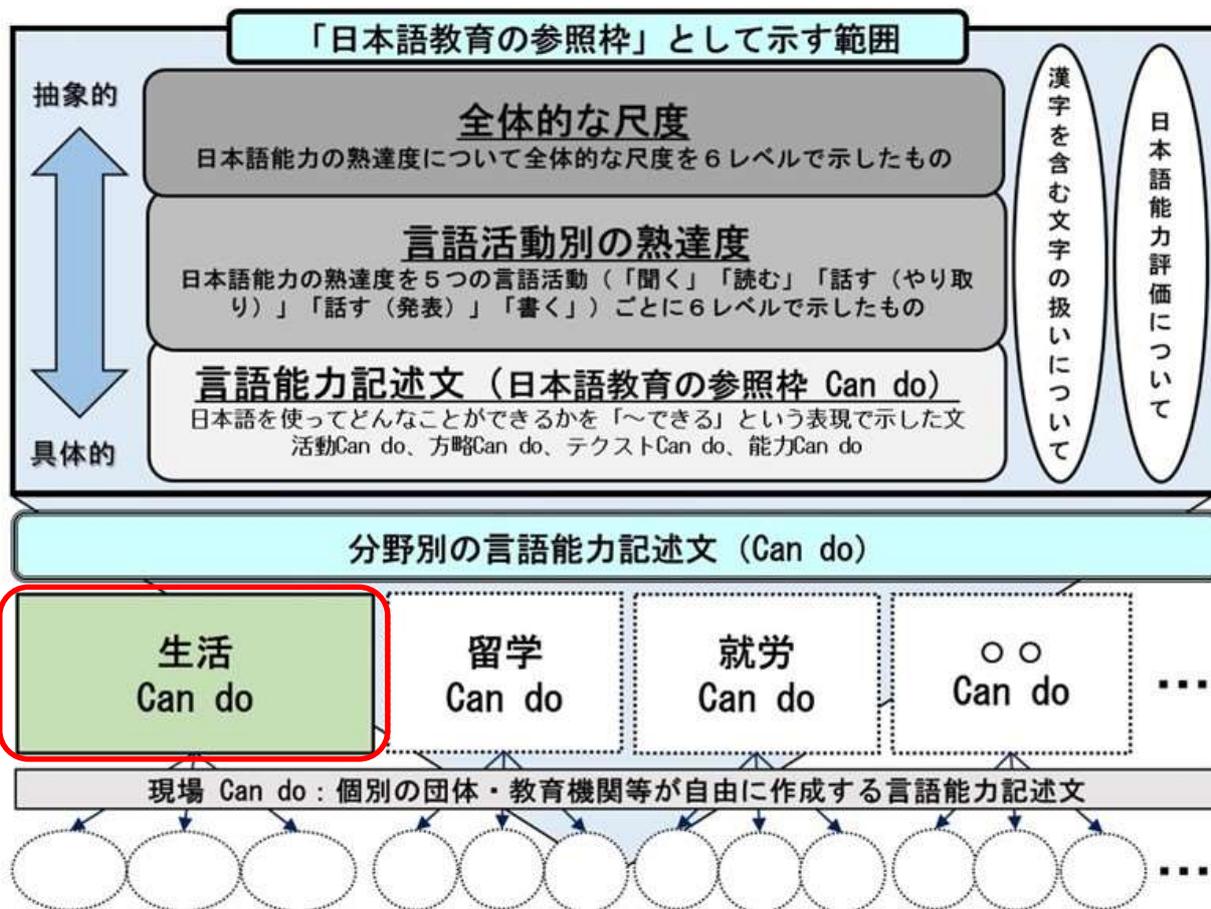
3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

地域における日本語教育においても、「日本語教育の参照枠」が示す言語教育観を踏まえることが望ましい。

地域における日本語教育で参照することができるよう、生活分野で日本語を使ってどんなことができるかを示したものに「生活 Can do」がある。次ページ図1「「日本語教育の参照枠」の構成」は、参照枠における「生活 Can do」の位置づけを示したものである。

図1 「日本語教育の参照枠」の構成（「日本語教育の参照枠」p. 15）



「日本語教育の参照枠 Can do」の下に、生活・留学・就労といった「分野別の言語能力記述文 (Can do)」が作られていく。生活分野の言語能力記述文 (Can do) の一つとして、「生活者としての外国人」を対象としたものを「生活 Can do」と呼ぶ。

「生活 Can do」は、言語を使った具体的な活動を表す活動 Can do³である。「生活上の行為の事例」に基づき、五つの言語活動（「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」）をA1～B1（※一部B2を含む⁴）レベル別に示したものである。本報告の参考資料1として収録している。

地域における日本語教育では、対象となる学習者や地域の実情あるいは様々な現場に合わせて、個別の団体・教育機関等が、「生活 Can do」を参照・選択し、「現場 Can do」を自由に作成していくことが期待される。

³ 言語能力記述文 (Can do) には、言語を使った具体的な活動を表す活動 Can do のほか、方略 Can do、テキスト Can do、能力 Can do などの種類がある。詳細については、「日本語教育の参照枠」13 ページを参照。

⁴ 令和2年度実施「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案の改定のための基礎調査」をもとに、「生活上の行為の事例」の選定を行うとともに、レベル付けを行ったところ B2 相当のものが一部であったことから、「生活 Can do」における B2 相当の Can do も一部となっている。

(4)対象となる学習者

①「生活者としての外国人」等は以下の方々を主な対象とする。

- 日本で日常的な生活を営むすべての外国人等
- 日本で生活することを予定している外国人等

②想定される日本語レベルは以下の範囲を対象とする。

「基礎段階の言語使用者」(A1、A2)から「自立した言語使用者」(B1、一部B2)まで

「日本語教育の参照枠」全体的な尺度（「日本語教育の参照枠」p. 22）

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構成できる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細なテキストを作ることができる。その際テキストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法を使いこなしていることがうかがえる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテキストを作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、大抵の事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

(5)本報告の主たる利用者

① 地方公共団体（これらの団体と連携する機関・団体を含む）

その背景としては以下のことが挙げられる。

まず、「日本語教育の推進に関する法律」では、第四条として「国の責務」、第五条として「地方公共団体の責務」が示された。また、「第三章基本的施策 第5節 地方公共団体の施策」には、以下のようにある。

「第二十六条 地方公共団体は、この章(第二節を除く。)に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。」

このことから、国・地方公共団体は日本語教育の推進について責務を有しており、地方公共団体においては、日本語教育の推進のために必要な施策の実施に努めることが求められている。このほか、第六条においては「事業者の責務」が示されている。また、第七条においては「連携の強化」が挙げられ、国及び地方公共団体が関係省庁相互間、その他関係機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主等と連携して、体制の整備に努めることとされている。

これを踏まえ、「地域における日本語教育の在り方について」(以下、本報告案という。)を主に活用するのは、前述の通り地方公共団体である各都道府県・市区町村等を想定する。ただし、本報告はあくまで在り方を示すものであり、上記の役割分担を踏まえ、各都道府県及び市区町村においては、各地域の実情に合わせて「生活 Can do」等を参照したり、現場に合わせて「現場 Can do」を活用・作成したりすることができる。この「現場 Can do」をもとに、実際の日本語教育の内容やそれに伴う日本語能力評価等を実施することが期待される。

また、地方公共団体が本報告及び「生活 Can do」を活用する際には、「生活者としての外国人」に求められる日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、より専門性の高い指導者や機関等と連携することが求められる。「日本語教育の推進に関する法律」第七条「連携の強化」にあるように、日本語教育に係る専門性を有する、大学や法務省が告示をもって定める日本語教育機関をはじめとする「日本語教育を行う機関」と連携を図ることが望ましい。

連携の事例として、地方公共団体が文化庁事業を活用し、日本語教育機関と連携して地域における日本語教育の実施に取り組んでいる事業を挙げる。

【地方公共団体が日本語教育機関と連携し、域内の日本語教育を実施した事例】

【事例1】 京都府

連携先:公益財団法人京都日本語教育センター 京都日本語学校

- ◎「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実施及び日本語学習支援者の育成を、府内で実績が豊富な日本語教育機関に委託し実施。
- ◎教室に通うことが困難な学習者に対し、オンラインによる日本語教育にも取り組んでいる。

文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用。(令和3年度時点)

【事例2】 蒲郡市(愛知県)

連携先:学校法人服部学園 YAMASA 言語文化学院

- ◎近隣市に所在する「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実績を有する日本語教育機関と連携し、市内で日本語教室を実施。
- ◎専門家としての日本語教師と、研修を受けた地域住民が日本語学習支援者として日本語教室に参加する形で日本語教育を実施している。
- ◎愛知県が委嘱する地域日本語教育コーディネーターと連携した事業運営を行うことで、県及び他市と情報共有・連携協力を図りながら事業を運営している。

愛知県を通じ、文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用。

(令和3年度時点)

② 地域における日本語教育人材

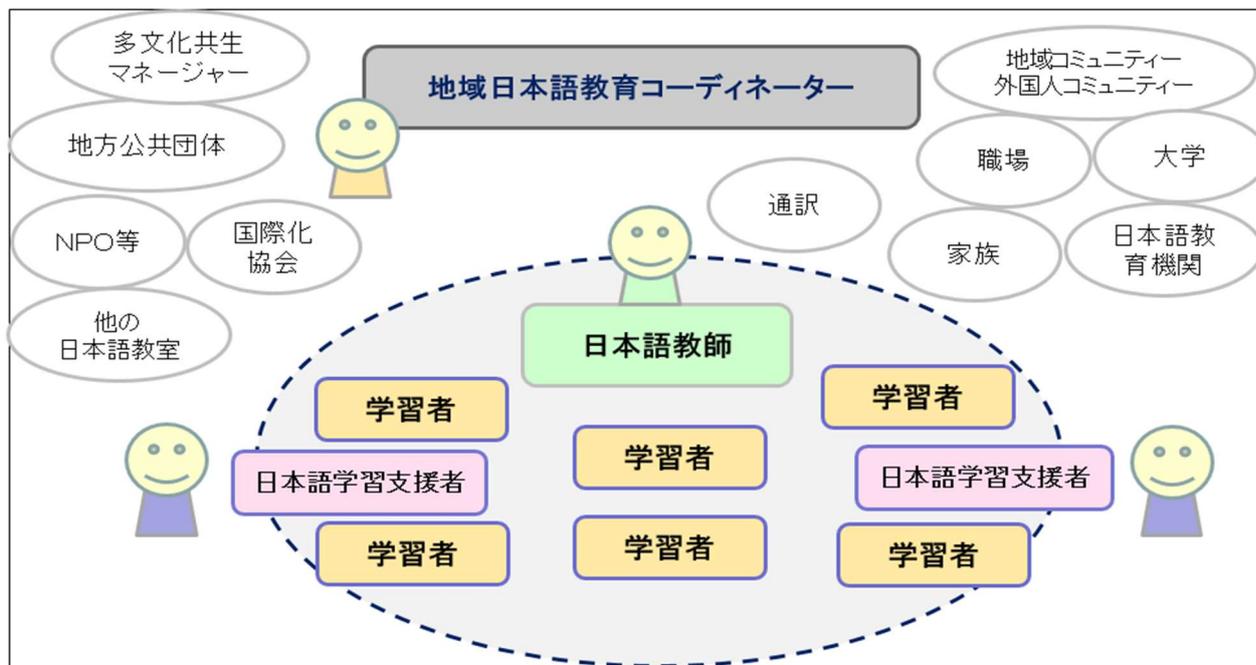
本報告及び「生活 Can do」等を活用し「生活者としての外国人」に対する日本語教育を実践する人材については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(文化審議会国語分科会、平成31年3月)において、以下のように想定している。

【地域における日本語教育人材の例】

○地域日本語教育 コーディネーター	日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
○日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
○日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者

上記のうち、地域日本語教育コーディネーターや日本語教師が「生活者としての外国人」に対する日本語教育を直接的に担うとともに、「生活 Can do」を活用することが考えられる。次の図2のように連携することが想定される。

図2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

そのため、本報告の一義的な利用者は、各都道府県・市区町村における日本語教育担当者や、各地域において行政や地域の関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる「地域日本語教育コーディネーター⁵⁾」を想定している⁶⁾。

この他、都道府県・市区町村において、日本語教育基本計画や関連施策・事業の企画を行う際に参考とすることが望まれる。各地域において「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムを実施する際には、日本語教育機関や「生活者としての外国人」に対する日本語教師⁷⁾と共にプログラムを編成・実施することが望ましい。

(6) 学習時間についての考え方

CEFR(2001)ではレベルごとの学習時間は示されていない。しかしながら、「基本方針」に、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援する必要がある」と示されたことから、地域の日本語教育においては、将来的には、概ね B1 レベルまでの学習環境の整備を構想していくことが期待されている。

そこで、前述の「(2)課題」における今後想定される学習者ニーズの変化等を踏まえ、諸外国の例などを参考に「生活者としての外国人」に対する日本語教育において想定されるB1レベルまでの学習時間についての考え方を示すこととする。

下記の学習時間は、あくまで体系的なカリキュラムによるコース設定の際の目安である。実際の対象者や状況に応じて「生活 Can do」から取捨選択し日本語教育プログラムを編成することとなる。そのため、事情を鑑みて、適切な学習時間数を設定することが望ましい。

到達レベル	想定学習時間
○ 0 ～A1レベル	100～150時間程度
○ A1～A2レベル	100～150時間程度
○ A2～B1レベル	150～220時間程度
合計 350～520時間程度(目安)	

※ 想定：1日4時間、週3～5日程度の学習を想定

⁵⁾ 地域日本語教育コーディネーターの役割については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(文化審議会国語分科会、平成31年3月)を参照。

⁶⁾ 具体的には、文化庁が令和元年より推進する「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」における「総括コーディネーター」「地域日本語教育コーディネーター」等を想定する。

⁷⁾ 日本語教師の役割と活動分野「生活者としての外国人」については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(文化審議会国語分科会、平成31年3月)を参照。

上記で示した学習時間は、外国人の母語等と日本語との違いや言語学習経験、基礎学力、1週間当たりの時間数等、考慮すべき点があることから、幅を持たせて設定した。集中プログラムか週1～2回程度の開催回数か等によっても、状況が異なるため参照する際は十分な検討が必要である。

従って、ここで示した学習時間は、必ずしもその全てを授業による時間として想定するものではない。特に、働きながら日本語を学ぶ人に対しては、授業(対面、遠隔など様々な形式がある)による学習とインターネット上の学習コンテンツなどを活用した自学自習の時間を組み合わせた柔軟な学習時間についての考え方を想定することもできる。重要な点は、「自立した言語使用者」として生活していけるだけの日本語能力を身に付けていくために、日本語の学習や習得のための計画を立てるかということだと考えられる。

また、漢字を含む文字指導に関しては、漢字圏・非漢字圏・非識字者などの学習者の背景に配慮し、別に指導時間を検討することが適当である。また、生活・社会・文化的情報を日本語教育とともに提示することで、学習効果を高めるとともに社会への接続を円滑に行うことができるようにすることが望ましい。(標準的なカリキュラム案では「社会・文化的情報」とされていたが、今回は「生活・社会・文化的情報」とする。詳細は「6. 生活・社会・文化的情報の扱い方について」を参照。)

3. 生活上の行為の事例について

(1) 生活上の行為の事例の整理

日本語教育小委員会(第8期)では、「生活者としての外国人」が日本語で行うことができるようになることが期待される「生活上の行為」が取りまとめられた。この内容をもとに、その必要性を探索的に日本人・外国人に尋ねるアンケート調査が行われ、その結果、必要性が高いと評価された生活上の行為について具体的な事例(「生活上の行為の事例」)を選び出し、必要に応じて追加すべき事例を記述した。

令和2年度「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループでは、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案の改定のための基礎調査を実施し、「生活上の行為の事例」の見直しを行った。本報告においてもこの基礎調査結果を参考とし、「生活上の行為」及び「生活上の行為の事例」を改めて取りまとめた。

(2) 生活上の行為の事例と「生活 Can do」の対応について

「標準的なカリキュラム案」では、「生活上の行為」及び「生活上の行為の事例」に基づく内容が示されていた。

「生活 Can do」の作成にあたっては、対象が「標準的なカリキュラム案」と同様に「生活者としての外国人」であることから、「生活上の行為」及び「生活上の行為の事例」を参考とした。なお、作成の際には、令和2年度に見直しを行ったものを参考とした。また、「生活 Can do」には、日本語教育の参照枠の「全体的な尺度」を参考に「基礎段階の言語使用者」(A1、A2)、「自立した言語使用者」(B1、一部B2を含む)のレベル付けを行った。

(3)本報告で取り上げる「生活上の行為」分類一覧

本報告では、「標準的なカリキュラム案」に示された「生活上の行為」の分類一覧から、以下のような生活上の行為を取り上げる。

大分類	中分類	小分類
I 健康・安全に暮らす	01 健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける
		(02) 薬を利用する
		(03) 健康に気を付ける
	02 安全を守る	(04) 事故に備え, 対応する
		(05) 災害に備え, 対応する
II 住居を確保・維持する	03 住居を確保する	(06) 住居を確保する
	04 住環境を整える	(07) 住居を管理する
III 消費活動を行う	05 物品購入・サービスを利用する	(08) 物品購入・サービスを利用する
	06 お金を管理する	(09) 金融機関を利用する
IV 目的地に移動する	07 公共交通機関を利用する	(10) 電車, バス, 飛行機, 船等を利用する
		(11) タクシーを利用する
	08 自力で移動する	(12) 徒歩で移動する
		(13) 自転車を利用する
		(14) 車・オートバイ等を使用する
V 子育て・教育を行う	09 家庭及び地域で子育てをする	(15) 出産に備える
		(16) 出産し育児をする
		(17) 家庭で子供を育てる
		(18) 地域で子供を育てる
	10 子供に教育を受けさせる	(19) 幼稚園・保育所で教育・保育を受けさせる
		(20) 小・中・高等学校で教育を受けさせる
VI 働く	11 仕事を探す	(22) 就職活動をする
		(23) 労働条件について理解する
		(24) 職場の安全を確保する
	12 仕事をする	(25) 個別業務を遂行する
		(26) 協働業務を遂行する
		(27) 勤務評価に対応する
		(28) 職業能力の開発を行う
	13 仕事に役立つ能力を高める	(29) 事務機器等を利用する
		(30) 職場の人間関係を円滑にする
		(31) 人と付き合う
VII 人とかかわる	14 他者との関係を円滑にする	(32) 異文化を理解する
		(33) 住民としての手続をする
VIII 社会の一員となる	15 地域・社会のルール・マナーを守る	(34) 住民としてのマナーを守る
		(35) 地域社会に参加する
	17 社会制度を利用する	(36) 福祉等のサービスを利用する
		(37) 社会保険を利用する
		(38) 生活設計をする
IX 自身を豊かにする	19 学習する	(39) 学習する
		(40) 学習を管理する
		(41) 学習方法を身に付ける
		(42) 日本語を学習する
		(43) 日本について理解する
	20 余暇を楽しむ	(44) 余暇を楽しむ
X 情報を収集・発信する	21 通信する	(45) 郵便・宅配便を利用する
		(46) インターネットを利用する
		(47) 電話・ファクシミリを利用する
	22 マスメディアを利用する	(48) マスメディア等を利用する

4. 「生活 Can do」等について

(1)「生活 Can do」

地域における日本語教育において、「生活者としての外国人」を対象とした言語能力記述文(Can do)を「生活 Can do」とする。なお、基本方針に「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援する必要がある」とあることから、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活 Can do」はA1 からB1(一部B2を含む)までの内容とする。

(2)具体的な内容

「生活 Can do」は、付随する情報と共に以下のように提示する。

①五つの言語活動の分類

「聞くこと」「読むこと」「(話すこと)やり取り」「(話すこと)発表」「書くこと」

②カテゴリー

五つの言語活動ごとの主な活動例の分類

③「日本語教育の参照枠」の日本語能力の熟達度を示すレベル

A1、A2、B1、B2(B2は一部のみ。)

④生活上の行為の事例

大分類・中分類・小分類・事例1(上位項目)・事例2(下位項目)

【生活 Can do 一覧による提示の例】

No.	言語活動	カテゴリ	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すことができる。	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る
2	発表	長く一人で話す：経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口で電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する
3	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する
4	やり取り	店や公共機関でやり取りをする	A2	電話で病院や歯医者との予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	I 健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(O1) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	予約を申し込む

具体的な「生活 Can do」等の一覧は参考資料1として本報告に収録する。

また、利用者が活用しやすいようホームページ上でデータでも提供する予定である。令和4年2月時点では、令和2年度までに作成したものを収録している。令和4年度に質的検証、量的検証を行い、全ての「生活 Can do」を公開する予定である。

【参考】「生活 Can do」作成の経緯

「生活 Can do」は以下のように段階的に作成した。巻末に参考資料として収録。

令和元年度	「標準的なカリキュラム案」Can do(試案)作成 (独立行政法人国際交流基金日本語国際センター受託)
令和2年度	「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案の改定のための基礎調査及び Can do 作成」
令和3年度	「生活 Can do の作成」

(3)活用方法

「日本語教育の参照枠」の活用のための手引(文化審議会国語分科会日本語教育小委員会、令和4年3月)では、Can do ベースのカリキュラム編成についての考え方と方法を示すとともに、生活・留学・就労の三つの分野における Can do ベースのカリキュラムの事例が、それぞれの理念と背景をもとに示されている。

そのため、地域における日本語教育においても、「生活 Can do」をもとに、同手引を参照しつつプログラムを作成することが望ましい。

「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」

URL

(4)「生活 Can do」を参照するにあたっての留意点

- Can do は、「言語の熟達のある段階でできる言語活動や持っている言語能力の例を示し、目安とするもの」(国際交流基金、平成29年)であることから、全ての言語活動を表したものではない。そのため現場等に合わせ、選択や追加等を行う必要がある。
- 「生活者としての外国人」が日本で生活するにあたっては、医療や教育・子育てなどの複雑な制度等が伴う場合や正確な情報の理解・伝達が求められる場合がある。このような場合、外国人が必ずしも日本語で対応するより、外国語によって対応したほうが適切なこともある。そのため、「生活 Can do」で示されている全ての言語活動を日本語でできるようになることを求めるのではなく、必要に応じては外国語による情報提供や通訳等を介した対応を行い、外国人の生活が円滑に進められるよう配慮することが求められる。
- なお、生活分野において Can do をベースにしたカリキュラム作成を行った事例が「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」の中に以下のように示されているため、参考にすることが期待される。

【事例3】公益財団法人しまね国際センター(Can do をベースにしたカリキュラム事例)

「日本語教育の参照枠」の活用のための手引(34ページ)

第3章 Can do をベースにしたカリキュラムの事例

1. 生活:地域日本語教育における県の事例【しまね国際センター】

URL :

5. 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方について

(1) 「生活者としての外国人」に対して漢字を含む文字の扱い

「生活者としての外国人」においては、日本での生活に必要な情報を日本語で得ることを求められることが多い。そのため、学習の初期段階において平仮名・片仮名や日常的に遭遇する漢字の習得を教室活動と共に促すことが望ましい。また、その際には「日本語教育の参照枠」における漢字を含む文字の取扱い方を参考にすることが望まれる。

(2) 「日本語教育の参照枠」における漢字を含む文字の扱い方について

「日本語教育の参照枠」では、漢字を含む文字の扱いを以下のように示している。

① 漢字を含む文字を取り上げることについて

漢字を含む文字の扱いについて、環境によって自然習得されることもある話し言葉とは異なり、文字は意識的な学習によってしか習得されないとされていることから、日本語教師には学習者の状況に応じて効果的な文字学習の指導を行うことが必要である。

また、漢字を含む日本語の文字には、学習者のレベルや置かれた状況によって、

- 見て意味が分かればよいもの
- 意味と読み方が分かればよいもの
- 書けるようになることが望まれるもの

に分けられる。日本語教師は、学習者のレベルや必要な言語活動、言語使用場面などによって、学習者に必要な漢字を選定し指導していく必要がある。

② 「日本語教育の参照枠」における文字の扱いについて

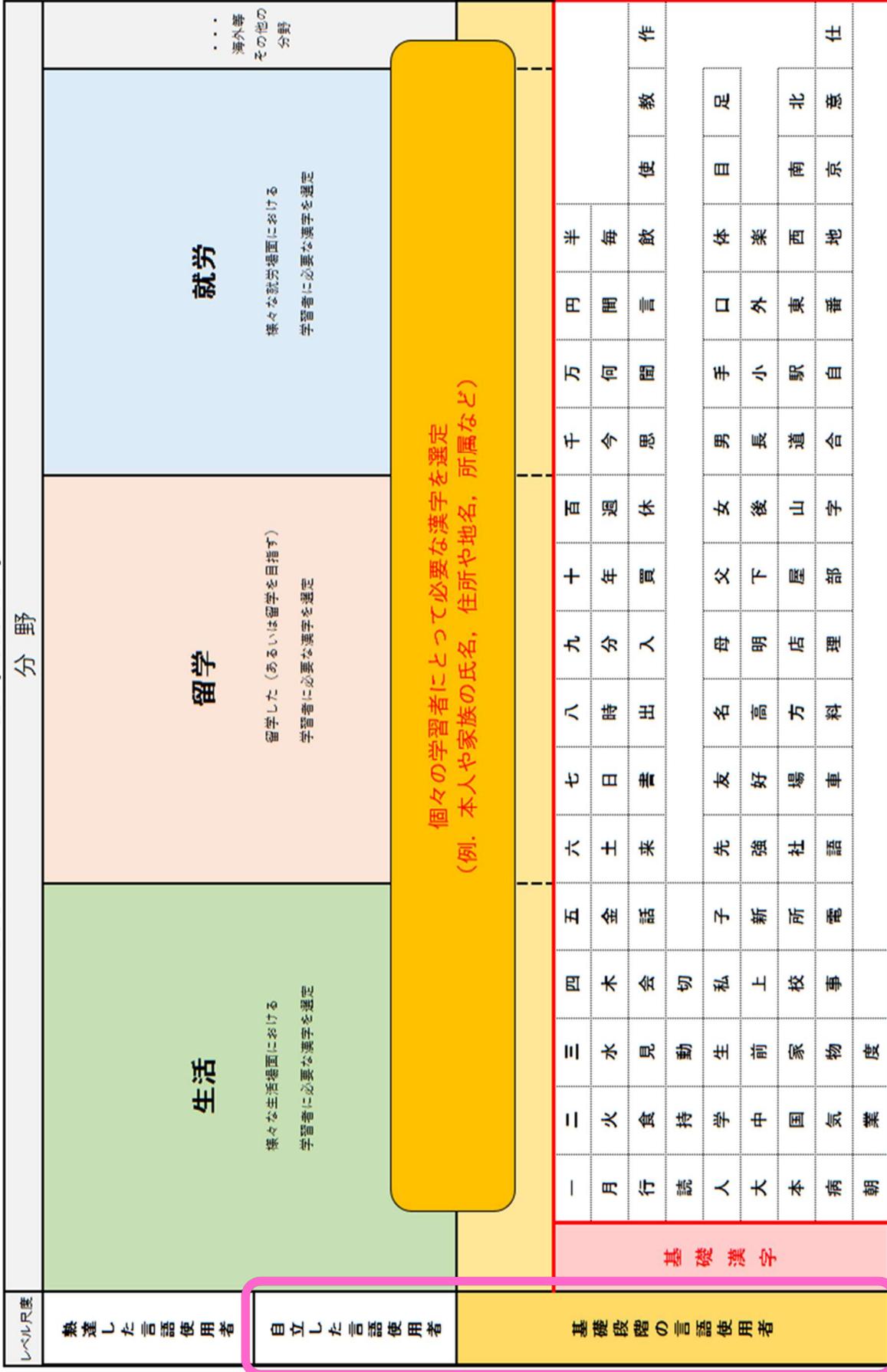
特に日本社会で生活する者には、安全安心で文化的な生活を送り、社会に参加する上でも、平仮名・片仮名・漢字・ローマ字などの文字に対する理解が不可欠であり、一定程度の習得(学習)が望まれる。

③ 「基礎漢字」の選定について

基礎漢字とは、日本語を学ぶ外国人等が各分野やレベルに応じて漢字学習を行っていく前提となる、分野共通の核となる漢字を抽出したものである。

次ページは、「日本語教育の参照枠」において示された基礎漢字の目安とレベル・分野別漢字学習のイメージである。「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、基礎漢字 122 字に加え、本人や家族の氏名や住所や地名など対象となる個々の学習者にとって必要な漢字を選定し、学習を促すことが期待される。

基礎漢字とレベル・分野別漢字学習のイメージ



※「日本語教育の参照枠」では、漢字学習の基礎となる基礎漢字122を示した。基礎漢字は、日本語を学ぶ外国人等が各分野やレベルに応じて漢字学習を行っていく前提となる、核となる漢字である。分野を問わず、国内外全ての学習者に共通するものとし、読み正確さや書き方よりも意味の理解を優先することとしている。

(3)漢字学習の方針について

「日本語教育の参照枠」では、漢字学習の方針について以下のように示している。「生活者としての外国人」に対する日本語教育においても参考にすることが望ましい。

○学習者のレベルや置かれた状況によって、見て意味が分かればよいものと、意味と読み方が分かればよいものと、書けることが望まれるものを区別することが必要である。

○個々の学習者が各レベルの言語活動を達成する上で必要となる漢字を設定することが必要である。その際、学習者に過度な負担とならないよう、教える漢字の数及び指導方法について配慮が必要である。

○語彙例を併せて示すこととし、読むこと(意味を理解できること)を中心とする。個々の学習者が各レベルの言語活動を達成する上で必要となる漢字及び語彙の選定を行うことが重要である。

○単に形や書き順を覚えることに注力するのではなく、漢字の成り立ちや意味、漢字から平仮名や片仮名が生まれたことなど、漢字に興味を持たせる工夫をすることが大切である。

○書くことは基本的には住所・名前を中心に学習者が真に書く必要があるものにとどめるなど、段階を追った指導計画が望ましい。しかし、書くことによって字形を認識できるようになるとされていることから、必要に応じて書く活動を取り入れることも有効である。

○必要な漢字には個人差があることから、今後の自律学習につなげるための学習方法や学びを促進するような活動を行うことが必要である。

○学習者が漢字圏出身者か非漢字圏出身者かによって、漢字学習における留意点は異なるため、指導する上で留意する必要がある。漢字圏学習者の場合、発音や意味の面で母語の干渉を受けやすく誤用が生じやすい点について配慮が必要である。また、非漢字圏学習者の場合は、漢字の特性に慣れるところから丁寧に指導を行う等、一層の配慮が必要である。

○ICT 等の様々な学習リソースを活用することも現代社会においては有効な手段となる。

【参考】「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでの暮らし」(通称:つなひろ)

6. 生活・文化・社会的情報の扱い方について

(1)生活・文化・社会的情報

「生活者としての外国人」は、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力を獲得することが求められる。そのためには、日本語能力だけでなく、それに関連する日本社会や日本の文化・習慣、地域の生活に関する知識を併せて知っておく必要がある。標準的なカリキュラム案では、それを「社会・文化的情報」としたが、「生活 Can do」ではより広範な生活上の行為の事例を取扱うことから、より一層その重要性は増すものと考えられる。

(2)想定される内容

地域における生活場面と密着した社会的な知識(制度等)、文化・習慣等

○具体例

【生活場面と密着した社会的な知識(制度等)】

- ・自然災害や防災・感染症等に関する情報
- ・住居を管理する際に必要となる手続きの情報(電気・ガス・水道等)
- ・冠婚葬祭についての情報
- ・郵便・宅配便についての情報
- ・年金や健康保険についての情報

【文化・習慣等】

- ・目的によって店舗の種類を使い分けについての情報
- ・状況に合った適切なあいさつに関する情報
- ・日本社会におけるつきあい方についての情報
- ・公共マナーにおける文化の相違についての情報 等

(3)扱い方

生活・文化・社会的情報については、日本語教育を実施する際に併せて情報提供することにより、外国人の地域社会への接続を円滑にするとともに、日本語学習の効果を高めることが期待される。「生活・文化・社会的情報」のうち必要なものを日本語教育の中で扱うようにすることが望ましい。また、実施に当たっては取り扱う情報について知見を有する機関・団体等と連携することが求められる。

ただし、生活・文化・社会的情報は、あくまで日本語教育の効果を促進する目的で、生活や文化習慣、社会における制度等の前提知識を伝達するものである。そのため、日本語だけではなく、必要に応じて学習者となる外国人が理解できる言語等で提供することが望ましい。なお、生活・文化・社会的情報については、「生活 Can do」とともに一覧として提示する。

7. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方

「生活者としての外国人」に対する日本語教育においても、評価を行い日本語習得の促進を行うことが求められる。その際には「日本語教育の参照枠」における評価の理念を参考とすることが望ましい。「日本語教育の参照枠」では、何のために評価を行うかについての理念を(1)と(2)に示し、評価を行う上での手法に関する理念を(3)に示している。

【「日本語教育の参照枠」における評価の三つの理念】

(1)生涯にわたる自律的な学習の促進

「日本語教育の参照枠」における評価は、生涯にわたる自律的な学習の促進を目的とする。

(2)学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用推進

「日本語教育の参照枠」では、日本語を使用して、何が、どのように、どれくらいできるのかを言語能力記述文等を用いて具体的に示すとともに、それがどの程度達成できたかを把握するために、多様な評価手法を提示し、その活用を後押ししていくための考え方や事例を示す。

(3)評価基準と評価手法の透明性の確保

日本語学習者、教師ばかりでなく、一般の日本人等にとっても参照しやすい、日本語で「できること」に注目した評価基準を示し、その評価手法の透明性を確保することを通して、日本語教育に関わる全ての者の間で評価に関する共通認識を醸成する。これにより、日本語学習者がいつ、どこにいても、一貫した学びを継続できる環境の整備を目指す。

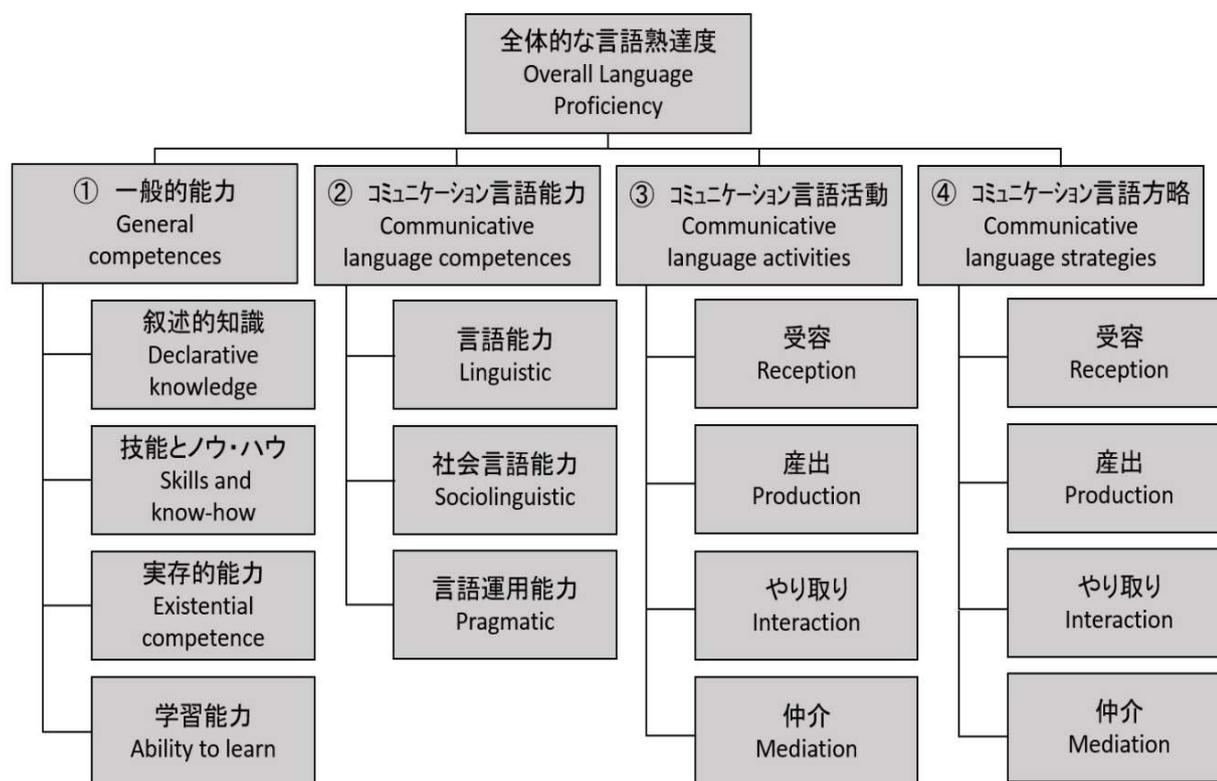
「日本語教育の参照枠」では、CEFRを参考に言語使用者及び学習者の言語能力熟達度を構成する能力を、

- ① 一般的能力
- ② コミュニケーション言語能力
- ③ コミュニケーション言語活動
- ④ コミュニケーション言語方略

の四つに整理して示している。(表1 CEFR例示的能力記述文一覧の構成を参照)

このうち、日本語能力として評価の対象となるのは②、③、④であり、「日本語教育の参照枠」では、②、③、④の能力を表す言語能力記述文(Can do)を示している。

表1 CEFR例示的能力記述文一覧の構成(「日本語教育の参照枠」77ページ)



Council of Europe(2018) CEFR Companion Volume with New Descriptors, p.30 "Figure 1 - The structure of the CEFR descriptive scheme"より翻訳転載

しかし、生活者としての外国人に対する日本語教育においては、

① 一般的能力として挙げられている

「叙述的知識(世界・社会文化・異文化などについての知識)」

「技能とノウ・ハウ(生活や余暇・社会的・異文化間・職業的な技能)」

「実存的能力(態度・動機・価値観・信条・認知的スタイル・性格)」

「学習能力(言語とコミュニケーションに関する意識・音声意識と技能・学習技能・発見技能)」

の向上に資する活動を教育活動として組み込み、生涯学習的側面に焦点を当てた学習活動を展開していくことも期待される。

(1) 言語活動別の評価

本報告の利用者である地方公共団体及びそこで活動する日本語教師等が評価を行うに当たっては、その対象となる日本語能力をどのように捉えるかという能力観を明確にする必要がある。「日本語教育の参照枠」では、日本語能力観について、行動中心アプローチに基づき日本語の熟達度を五つの言語活動ごとに示し、必要なことから学んでいくことを重視している。

行動中心アプローチにおける言語教育の目標とは、言語使用者及び学習者がそれぞれの社会で求められる課題を遂行できるようになることである。したがって、言語使用者及び学習者は、文法や語彙の難易度、言語活動間のバランスにかかわらず、課題を遂行するために必要な事柄(特定の技能領域または言語活動など)から学ぶことができる。

25ページには「日本語教育の参照枠」で示されている日本語能力観をもとにした日本語熟達度の例を引用した。この二つの図のように実際の日本語能力は言語活動によってばらつきがあると考えるほうが自然である。

例えば、接客業などの対人サービスに携わる者には、読み書き能力よりも口頭能力において高い能力が求められる傾向がある(図2)。また、翻訳業などに携わる者には高い読み書き能力が求められる。そのような状況に応じて日本語能力を伸ばしていくことになる(図3)。

また、就労場面で口頭能力が優先的に必要とされるとしても、生活者としては読み書き能力が必要とされる場面がある。このように生活の場面ごとに、どのような能力を優先して学んでいくのかということについて、学習者の目的に応じて言語活動別に考えていく必要がある。

多様な言語的背景を持つ人々と共に暮らしていくことが求められる社会においては、日本語学習者一人一人の日本語能力について、「できること」に注目することが重要であることから、「日本語教育の参照枠」では、熟達度を言語活動別に捉えていくための指標を示している。

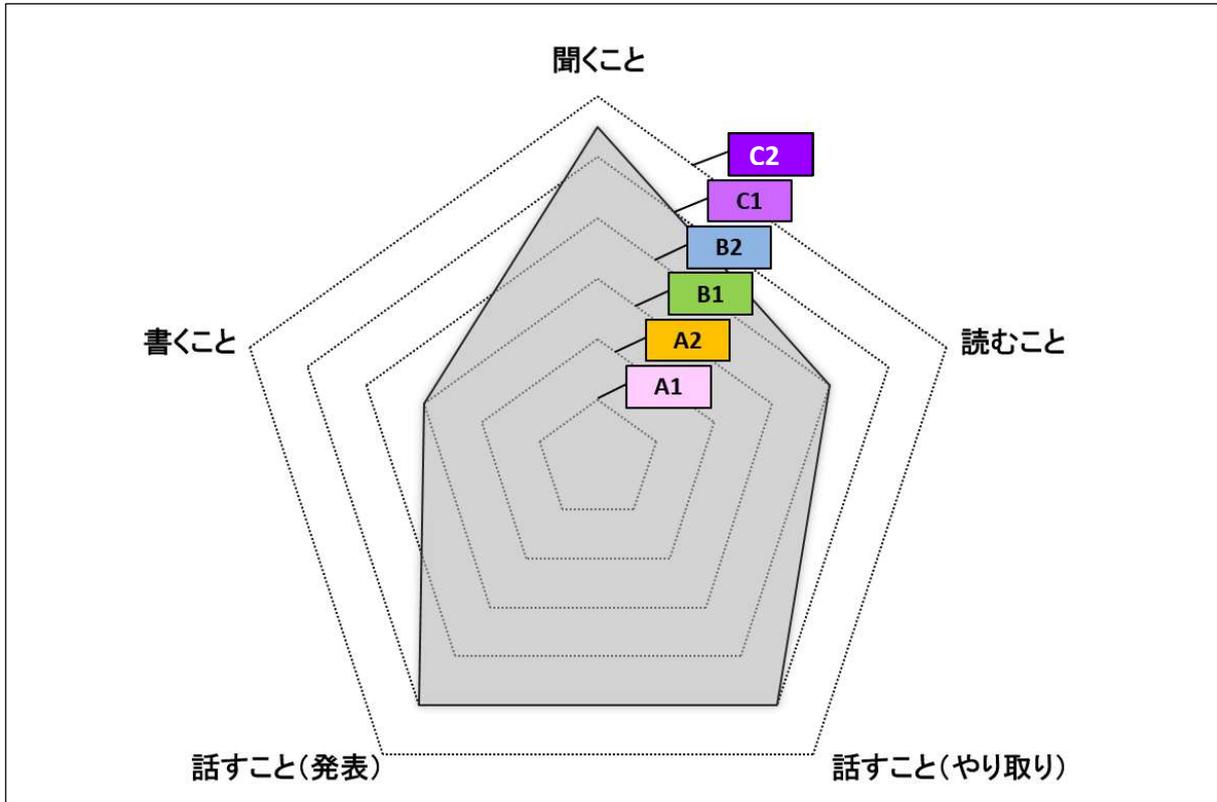


図2 口頭能力が高い日本語学習者の日本語熟達度(例)

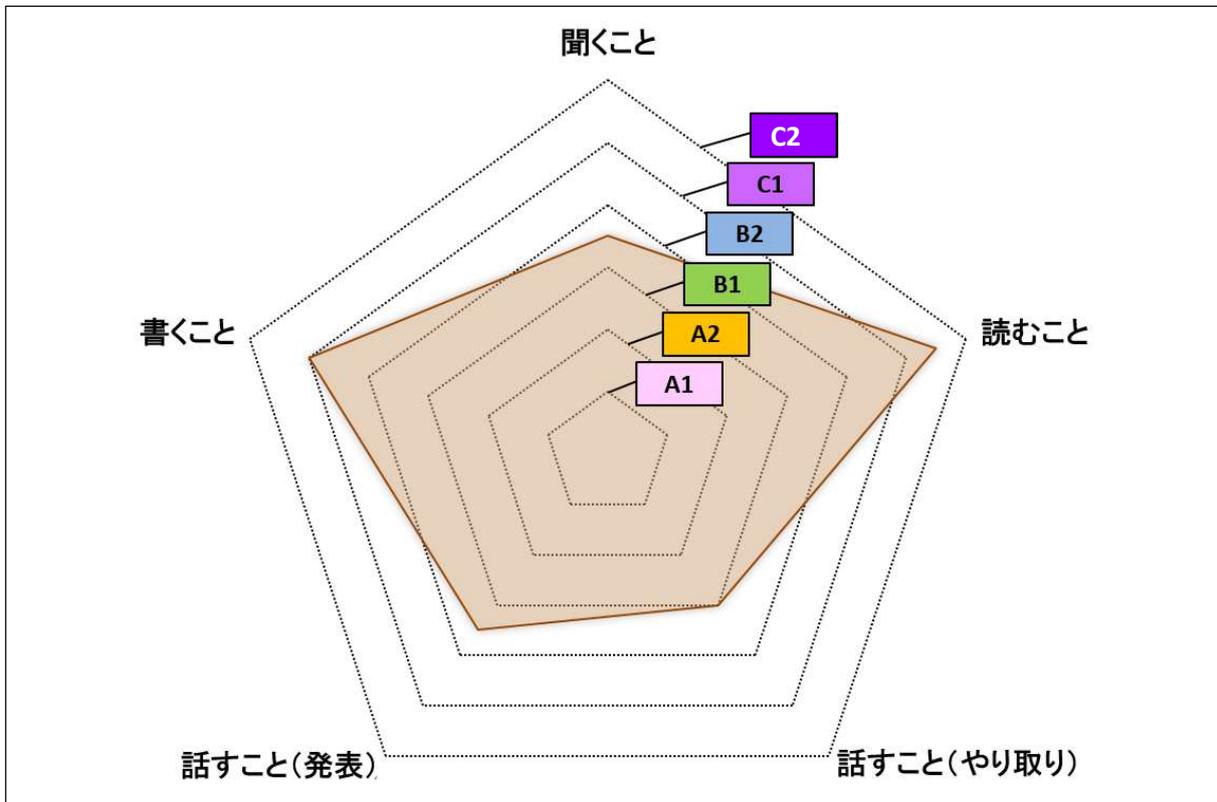


図3 読み書き能力が高い日本語学習者の日本語熟達度(例)

(2)日本語学習ポートフォリオの活用

CEFRでは、評価についての論点として、「評価の方法や伝統はさまざまであるが、あるアプローチ(例:教師による評価)より、別のアプローチ(例:公的な試験)の方が、教育上の効果において絶対に優れていると考えるのは間違いである。共通参照レベルのような、一連の共通基準の主要な利点は、正にお互いに異なる評価の形式でも対応付けが可能になることである。」ことを挙げ、「日本語教育の参照枠」を通して評価のレベル尺度を対応付けた上で、教育の目的に応じて様々な手法を組み合わせたり、取捨選択したりしつつ、透明性と一貫性を持って評価を行うことを推奨している。

評価の在り方については、試験によるものとそうでないものがある。試験によらない評価とは、言語を用いた課題遂行能力や学習過程における様々な気付きや学びを把握するための評価の方法のことを指す。言語能力の熟達度の評価は、そのカリキュラムにおいて設定した学習目標や学習者の特性に応じて、試験と試験によらない評価を組み合わせることで総合的に実施していくことが望ましい。

「日本語教育の参照枠」(80～89ページ)では、試験によらない評価として多様な評価を提示している。

- パフォーマンス評価⁸(一部は試験のよるものを含む)
- 自己評価
- 相互(ピア)評価⁹
- ポートフォリオによる評価¹⁰

地域における日本語教育における評価についても、学習目的・目標に沿った評価方法を検討し実践する必要がある。その際、ポートフォリオ評価を活用し、学習者一人一人が様々な面(23ページ「①一般的な能力」を含む)から自分の言語発達を記録できるようにすることが望ましい。

言語学習においてポートフォリオは、筆記試験の結果、パフォーマンス評価で使ったルーブリック、自己評価チェックリスト、相互(ピア)評価で行った他の学習者からのコメントシートをファイル等に格納することができるものである。学習者や教師をはじめとする学習者の周りの人々は適宜これらの評価結果を参照することで、総合的な評価を行うことができる。

⁸ 「パフォーマンス評価」とは、学習者に例えばロールプレイやエッセイなどの言語的な課題を与え、その遂行の度合いを評価することをいう。パフォーマンス評価は到達度、あるいは熟達度を測る試験として実施する場合と、試験によらない評価として実施する場合がある。(「日本語教育の参照枠」80ページ)

⁹ 「相互(ピア)評価」とは、学習者とその周りの人が相互に評価を行うことである。(「日本語教育の参照枠」87ページ)

¹⁰ 「ポートフォリオによる評価」とは、多様な広がりを見せる学習者の学習の成果及び達成状況を学習者の様々な必要性、性質や資質に応じて記述し、評価することである。(「日本語教育の参照枠」87ページ)

なお、「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について(文化審議会国語分科会、平成24年)では、「生活者としての外国人」を対象とした「日本語学習ポートフォリオ」を提案しポートフォリオによる評価の方法が示されている。標準的なカリキュラム案を活用した学習のサイクルと日本語学習ポートフォリオを中心とした評価の全体像として次ページのような図を示している。

地域における日本語教育においては文化庁事業等が活用され、各地域の機関・団体が地域の実情や教育目的に応じたポートフォリオを作成している。以下にはその事例を示した(事例4)。また、「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」においてもポートフォリオによる評価を行った事例が取り上げられている(事例5)。

【事例4】 特定非営利活動法人可児市国際交流協会(岐阜県可児市)

「生活者としての外国人」が日本語で教室での学習を効果的に進められるよう、日本語学習の過程や成果を記録し、授業等で振り返るための記入様式等をポートフォリオとして作成。具体的には、授業ごとの内容に即した Can do、学習した表現・言葉、コメントを記入できるようにしている。

文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を活用。(令和3年度時点)

【事例5】 コミュニカ学院(兵庫県神戸市)

(Can do をベースにしたカリキュラム事例:ポートフォリオによる評価)

「日本語教育の参照枠」の活用のための手引(49ページ)

第3章 Can do をベースにしたカリキュラムの事例

1. 留学:法務省告示日本語教育機関の事例

URL:

※本事例は留学分野のものであるが、ポートフォリオによる評価の観点で参考になるため取り上げる。

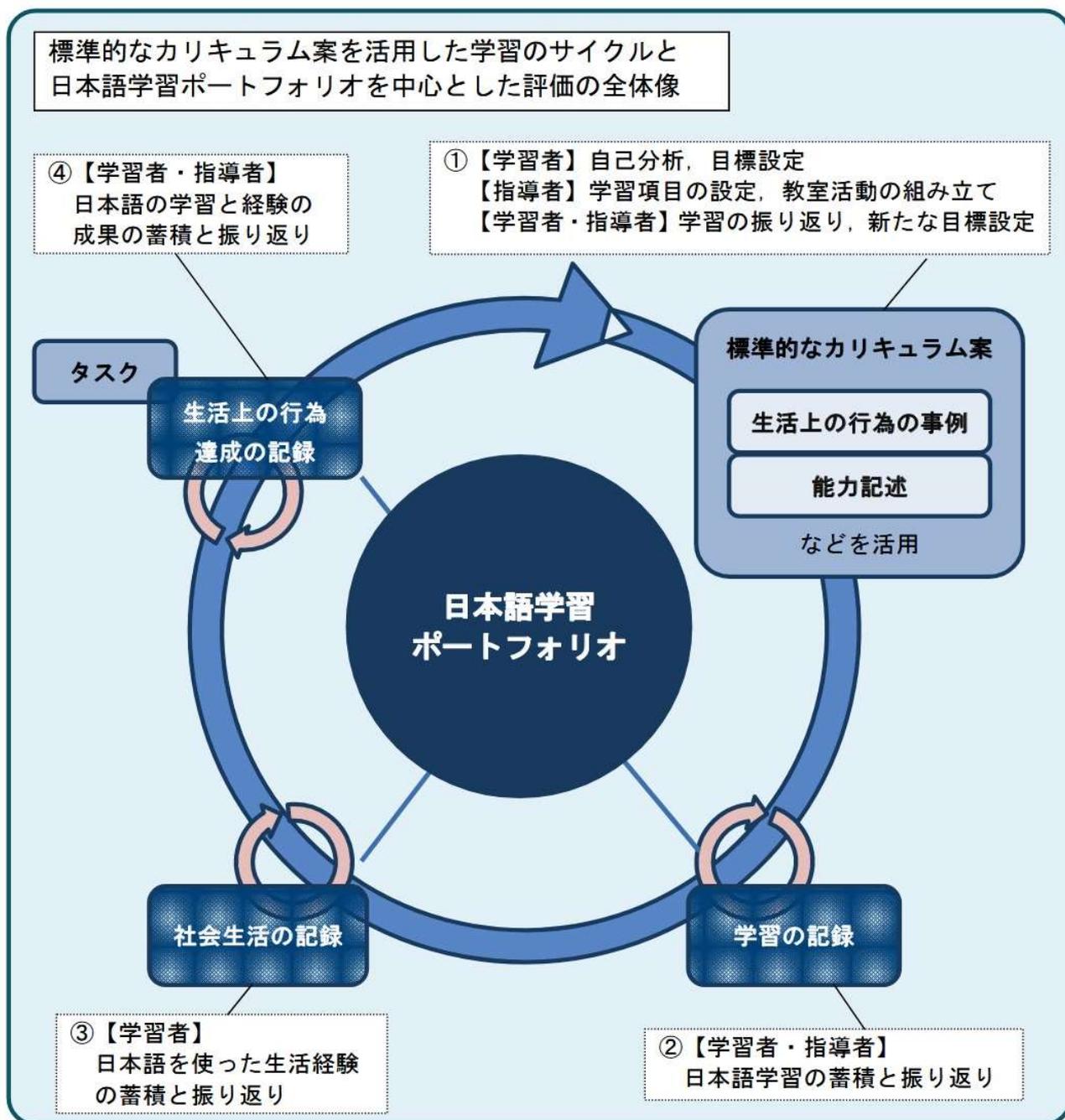


図4 標準的なカリキュラム案を「活用した学習のサイクルと日本語学習ポートフォリオを中心とした評価の全体像

文化審議会国語分科会(2012)「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について」(18ページ)

(3)学習のための日本語能力評価支援ツールについて

文化庁では、「日本語教育の参照枠」に基づき、学習者の日本語学習を支援する観点から、学習者自身が日本語能力の自己評価を行うことができる支援ツールを作成している。

「日本語能力自己評価ツール:にほんご チェック!」は、ウェブ上のシステムに「聞く、読む、話す(やり取り・発表)、書く」の各言語活動が、どの程度達成できるかを回答していくことで、自身の日本語能力を簡易に判定することができる。

言語活動を表す言語能力記述文は、「日本語教育の参照枠 Can do」から抜粋し構成し、五つの言語活動ごとに、A1からC2までの6つのレベルの Can do がA1レベルから順に提示され、学習者は以下の4つの段階で自己評価を行う。

- 「1 できない」
- 「2 あまりできない」
- 「3 難しいがなんとかできる」
- 「4 できる」

「日本語能力自己評価ツール:にほんご チェック!」は、日本語で作成し、以下の13言語で翻訳した。また、視覚的にも学習者が楽しんで活用できるよう工夫した。

日本語、英語、中国語(簡体字)、韓国語、モンゴル語、フィリピン語、ベトナム語、クメール語、タイ語、ミャンマー語、インドネシア語、ネパール語、スペイン語(南米スペイン語)、ポルトガル語

「生活 Can do」を用いた評価ではないが、日本語学習の目標設定やレベルに合った適切な学習教材の提示をしたりすることに役立てることができる。学習者の日本語能力を定期的に把握し、自律的な学習を行えるよう支援するためのツールとしての活用が望まれる。

